

郷土の古文書

「その28 実現されなかった五日市嚶鳴社社則届書」

解説

昭和 43 年(1968)市内深沢の深沢家旧宅の土蔵より「五日市憲法草案」が発見されてから 50 年を迎えました。そこで市内に残る古文書のうち憲法草案に関係する文書を紹介したいと思います。

この文書は深沢村に隣接する入野村いりのの村野家に所蔵されていたものです。村野文次郎、父金八は学芸講談会の会員で、もともと金八と深沢名生なおまるは昵懇じっこんの間がらだったとの事です。村野家文書は既に調査済であったのですが、調査の時点でこの文書を含め 10 数点他家へ貸し出してあったとの事です。

この文書から読みとりますと、土屋勘兵衛他 3 名の社員が五日市に嚶鳴社の支社を設立するため、社則を制定し、八王子警察署に届出するという内容です。

『五日市町史』等の記録を見ますと五日市学芸講談会の設立時期について、さまざまな時代の流れや「五日市憲法草案」の起草者千葉卓三郎が五日市に居住した時期等から、明治 13 年(1880) 4 月頃と断定できるとしてしています。第 1 回国会期成同盟大会の決定事頃と、その盛況ぶりに驚愕きょうがくした明治政府が公布した、厳しい集会条例下では嚶鳴社の啓蒙運動とも公然とつながりをもつことはできなかった。(一説によると明治 13 年 2 月に嚶鳴社員を呼んで演説会を開催しているというし、4 月

にも内山安兵衛らは嚶鳴社社長沼間守一、社員の奥宮健吉らを招き演説会を開催したという)と記されています。このカッコ書の一説というのは、この文書の内容からして納得できます。明治 12 年(1879)後半より学術演説会を月 3 回行ってきた五日市の人達は、学芸講談会を正式に設立する前には、何とか嚶鳴社支社を五日市に設立しようと働いていたと思えます。まして文書の署名者は全員学芸講談会の会員で、会の指導者でもあります。

しかし、その後五日市に嚶鳴社が設立された記録はありません。そして、明治 13 年 4 月より五日市勸能学校に勤めはじめた千葉卓三郎は、同年 5 月頃、明治政府の失政を痛烈に批判し、なおいっそう大事な問題のためには「人民団結し、肝胆あい照らし、たがいに学習、討究、談論し、これに備えなければならない」と深沢名生宛に書簡を送っています。(『五日市憲法草案と深沢家文書』あきる野市発行、2005 年)この手紙の内容は、名生・権八親子を通して、会の指導者達に伝えられたと思われます。そして、千葉卓三郎も参加して、今迄の学術討論会の充実をはかり、第 2 回国会期成同盟大会を経て、第 3 回大会に向け、学習中心課題であった憲法起草の道へ邁進^{まいしん}して行ったと考えられます。

ところで、明治 14 年 8 月 27 日の学芸講談会の会員への廻状によると、「書籍購入の金策方法^并ニ東京学士招聘^{しょうへい}等の相談」とあり、また二白^{はく}として、「過月十五日及廿五日両日ヲ以撰挙会相開き左之人名本会幹事^并ニ書記^{はく}当選相成候間此ニ御通報候也」と追伸で、幹事 4 名、書記 2 名を報告しています。書籍購入の金策方法もまだ決定されず、半年毎の総会開会等勘案すると、それ迄あった「私擬五日市討論会概則(学術討論会概則)を修正の上、「学芸講談会規則」は作成され、早くとも明治 14 年 2 月頃、正式に「学芸講談会」は設立されたと見る事ができるのではないのでしょうか。

社則

第一条

- 一 本社ハ嚶鳴ヲ以テ名トス 意ハ朋友相会シテ學術ヲ研究スルニアリ

第二条

- 一 毎月第六日ヲ以テ東京ヨリ相当ノ学士ヲ聘シ講術ヲ為サシム

第三条

- 一 社員中ニテ幹事三名ヲ撰拔シ社コトヲ管理セシム

第四条

- 一 社員タラント欲ルモノハ其住所姓名ヲ記タル名刺ヲ投シ社員ノ紹介ヲ請フベシ

但幹事認メテ不可ト為ス時ハ允可セサルコトアル可シ

第五条

- 一 会場ハ仮ニ五日市町下丁四十七番地野口源三宅ヲ以テ之ニ充ツ

第六条

- 一 幹事ハ開会場ノ体裁ニ関シタル小則ヲ制定シ会場ヲ整理ス可シ

第七条

- 一 幹事ハ開会前日ニ当リ予(かね)テ依頼シタル学子及講究ス可キ綱目ヲ告示スベシ

第八条

- 一 社員タル者ハ各月毎ニ三十銭金ヲ(きよ)醸シ社費ニ充ツ

第九条

一 幹事ハ前条ノ集金ヲ以テ社費ヲ支出シ若不足ヲ
生スル時ハ之ヲ各社員ニ賦課シ又贏余(えいよ)アル時ハ之ヲ相当
ノ人ニ預ケ置キ本社ノ貯積金ト為ス可シ

第十条

一 第八条述ブル処ノ集金ニシテ月々贏余ヲ生シ数多(あまた)ノ

貯積ヲ為スト (いえど) 雖 モ事故ヲ以テ退社スル者ハ之ヲ配当セス

但閉会スル時ハ此限ニアラズ

第十一条

一 開会ノ時ニ当リ社外ノ人ニシテ参聴セント欲スルモノハ名
刺ヲ出サシメ参聴牌ヲ附与シ之カ允可ノ証トス

但都合ニヨリ参聴ヲ禁スルコトアル可シ

第十二条

一 前十条ノ成則ニ就テ未足ラサルコトアルカ又ハ不都合
アルトキハ協議ノ上訂正又ハ追加スルコトアル可シ

右之通社則制定仕候間此段為念御届ケ申上
候也

社員

明治十三年五月十四日

土屋 勘兵衛 ①

深澤 権 八 ①

土屋 常 七 ①

馬場 勘左衛門 ①

八王子警察署

御中

社則

第一条

- 一 本社は嚶鳴と名付ける。その意味は朋友同志が集まって学術を研究するものである

第二条

- 一 毎月第六日に東京より相当の学士を招いて学術講演をしてもらう

第三条

- 一 社員の中より幹事三名を撰び社事を管理する

第四条

- 一 社員になりたいと思う者は、住所姓名を書いた名刺を投じ、社員の紹介をお願いすること

但、幹事が見て不可と判断した時は許可しない事もある

第五条

- 一 会場は仮に五日市町下町四十七番地野口源三宅をこれにあてる

第六条

- 一 幹事は開会の場所の体裁に関する小則を制定し、会場を整理する事

第七条

- 一 幹事は開会前日に当り、前もって依頼した学士及び講究する大要と細目を告示すること

第八条

- 一 社員の者は毎月三十銭を差出し社費にあてる

第九条

- 一 幹事は前条の集金した金銭で社費を支出し、もし不足をした時は各社員に割当

て負担させ、また余った時は相当の人に預け置き本社の貯積金とすること

第十条

一 第八条にある集金で月々余り、多額の貯積があるといつても事故によつて退社する者には配当をしない

但、閉会する時は、この限りではない

第十一条

一 開会の時に当り社外の人で傍聴を希望する者は名刺を提示し傍聴札を与えこれを許可の証明とする

但、都合により傍聴を禁ずることもある

第十二条

一 前十条の成則に就て、いまだ足りない事あるか、または不都合の事ある時は協議の上訂正、または追加することもある

右の通り社則制定いたしましたので念のため御届け申し上げます

社員

明治十三年五月十四日

土屋勘兵衛 印

深澤権 八 印

土屋常 七 印

馬場勘左衛門 印

八王子警察署

御中

社則

第一條

本社ハ愛鳴ヲ以テ名トス。是ハ朋友相會シテ學術ヲ研究スルニ在リ。

第二條

毎月第六日ヲ以テ東京ニテ相當ノ場ヲ設テ講術ヲ爲ス。

第三條

社員中ニテ幹事三名ノ撰揚シ社事ヲ管理セシム。

第四條

社員多シト欲シムニ其位階姓名ノ記シタル名刺ヲ授シ社員ノ紹介ヲ備ス。

但幹事ニ選ビテ不可ト爲ス時ハ允可セザルヲアル可シ。

柳奈川縣管下

第五條

會場ハ假シ五日市町下丁四十七番地野口屋ニシテ以テ之ニ充テ。

第六條

幹事ハ同會場ノ休所ニ別ニシテ別室ニ會場ヲ整理スベシ。

第七條

幹事ハ同會場前日ニ會テ議テ依頼シタル學子及講術ス可シ個目ヲ告ニスベシ。

第八條

社員ハ各月毎ニ二十員金ヲ獻シ社費ニ充テ。

第九條

幹事ハ前條ノ集金ヲ以テ社費ヲ支出シ若シ不足ラ

生ズル時ハ之ヲ名社員ニ賦課シ之を賦課シ時ハ之ヲ相當ノ人ニ據テ置テ本社ノ財源金ト爲ス可シ。

第十條

第一條ニ條違フル處ノ集金ニシテ月々賦課セシメシ幹事ノ新報ヲ爲ストモモ其故ヲ以テ退社スル者ハ之ヲ社費ニス。

但別會スル時ハ此限ニ付ラス。

第十一條

同會場ノ時ニ若シ社外ノ人ハ之ヲ參觀セシムルモ其名刺ヲ出サズニテ參觀牌ヲ附懸シ之ヲ允可ノ限トス。

第十二條

第一條ニ條違フル處ノ集金ニシテ月々賦課セシメシ幹事ノ新報ヲ爲ストモモ其故ヲ以テ退社スル者ハ之ヲ社費ニス。

柳奈川縣管下

本會ノ社則制定修訂ノ旨ハ之ヲ各員ニ通知ス。

昭和

五月二十日

社長

小倉 勲吉

澤田 雅八

シ原 若子

三橋 勲吉



柳奈川縣管下

五月二十日